

一般廃棄物処理業許可基準要綱 改正の概要

I 趣旨

横浜市が許可を発出している一般廃棄物処理業者が、横浜市内で廃棄物の処理を行う際の必要な手続きを、一般廃棄物処理業許可基準要綱（以下、「要綱」という。）に定めています。

現在、一般廃棄物収集運搬業に使用する車両は当該業の専用車両とするよう定めていますが、近年の廃棄物処理業界では、運搬車両や運転手の人員不足、燃料費高騰による運搬コストの上昇が課題となっています。

また、横浜市は2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するため、自動車の排気ガスを削減する取組を推進するうえで、運搬車両の使用目的の制限緩和について柔軟に対応していく必要があると考えています。

そこで、これらの課題解決に向け、横浜市一般廃棄物収集運搬業の運搬車両と神奈川県又は横浜市の産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の運搬車両の兼用利用を可能とするため、要綱の一部改正を行います。

2 改正の概要

(1) 一般廃棄物収集運搬業の車両に関する要件緩和

収集場所、運搬先のいずれも市内の場合に限り、神奈川県又は横浜市産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の運搬車両との兼用を可とします。

(2) 兼用車両の変更手続きの制定

兼用車両の把握のため、許可申請事項変更届出書にて届け出ることとします。

(3) (1)に伴う様式等の整理

記載事項の見直し：

<要綱>別紙Ⅰ 車両表示仕様書（兼用車両の表示方法を追加）

様式14 許可申請事項変更届出書（兼用車両に関する届出事項の追加）

3 その他

(1) 具体的な改正案は、別添改正案及び新旧対照表を御参照ください。

(2) この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。